

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成30年6月29日
【会社名】	株式会社エムケイシステム
【英訳名】	MKSystem Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三宅 登
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	大阪市北区中崎西二丁目4番12号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 三宅 登は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成30年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前事業年度の売上高の金額の高い拠点から合算していき、前事業年度の売上高の概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

3 【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすことになり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。従って、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

当社は過去のライセンス費用に関して追加の支払いが必要となり、過年度の債務計上及び売上原価計上の誤謬があることが判明したため、平成25年3月期以降の決算を訂正し、新規上場時の有価証券届出書、平成27年3月期から平成29年3月期までの有価証券報告書、及び平成28年3月期第1四半期から平成30年3月期第3四半期までの四半期報告書について、本日訂正報告書を提出いたしました。

上記の誤謬は、過去のライセンス契約時に担当部門の契約内容確認の体制及び全社的な法務確認の体制の整備が不十分だったことに起因しており、契約更新時の確認ルールに関する内部統制が必ずしも十分に整備・運用できていなかったことによるものであるため、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

なお、上記の開示すべき重要な不備が当事業年度末日までに是正されなかった理由は、これらの事実判明が翌事業年度以降となったためであります。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正するために、担当部門の人員増強による体制強化、契約締結・更新時の確認・審査手続の厳格化、等の再発防止策を講じて適正な内部統制の整備・運用を図ってまいります。

なお、監査人より指摘を受けた必要な修正は連結財務諸表等に反映しており、これによる財務諸表監査に及ぼす影響はありません。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。